

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第4区分

【発行日】平成27年4月30日(2015.4.30)

【公開番号】特開2015-11752(P2015-11752A)

【公開日】平成27年1月19日(2015.1.19)

【年通号数】公開・登録公報2015-004

【出願番号】特願2014-128972(P2014-128972)

【国際特許分類】

G 11 B 5/31 (2006.01)

【F I】

G 11 B 5/31 D

G 11 B 5/31 Q

【手続補正書】

【提出日】平成27年3月11日(2015.3.11)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

サイドシールドおよびトレーリングシールドに隣接し、かつそれらから分離される書き込みポールを備える装置であって、前記サイドシールドは、第1の材料を含み、磁束密度インサートで少なくとも部分的に満たされるトレーリングボックス領域とともに構成され、前記磁束密度インサートは、前記第1の材料とは異なる第2の材料を含む、装置。

【請求項2】

第1および第2のサイドシールド、ならびにトレーリングシールドに隣接し、かつそれらから分離される書き込みポールを備える磁気素子であって、各サイドシールドは、第1の材料を含み、磁束密度インサートで少なくとも部分的に満たされるトレーリングボックス領域とともに構成され、各磁束密度インサートは、前記第1の材料とは異なる第2の材料を含む、磁気素子。

【請求項3】

第1のトレーリングボックス領域の第1の磁束密度インサートは、第2のトレーリングボックス領域の第2の磁束密度インサートとは異なり、前記第1および第2の磁束密度インサートは、非対称シールドを形成する、請求項2に記載の磁気素子。

【請求項4】

第1および第2のサイドシールド、ならびにトレーリングシールドに隣接し、かつそれらから分離される書き込みポールを備えるデータ書き込み装置であって、各サイドシールドは、第1の材料を含み、前記書き込みポールの周りで対称シールディング構成を形成するために、磁束密度インサートで少なくとも部分的に満たされるトレーリングボックス領域とともに構成され、各磁束密度インサートは、前記第1の材料とは異なる第2の材料を含む、データ書き込み装置。

【請求項5】

前記サイドシールドは、ボックスシールドを形成するために、各トレーリングボックス領域からアップトラックに、かつ前記書き込みポールの書き込みポール先端部の周囲に連続的に延在する、請求項4に記載のデータ書き込み装置。